

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第44号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

保育の体制の整備を図るため，次のとおり，事業者における保育を行う人材の確保に資する措置を講じることとしました。

- 1 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間（以下「特例期間」という。），朝夕等の児童が少数となる時間帯において，市長が指定する研修を修了した者（修了する予定の者を含む。以下「研修修了者」という。）を1人に限り，保育士に代えて置くことができることとする。
- 2 特例期間に保育士の数を算定する場合に，研修修了者であって幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を，一定の範囲内で当該数に算入することができることとする。

小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業に係る保育士の配置基準の緩和措置については，実施しないこととしました。

この条例は，平成29年4月1日から施行することとしました。ただし，第16条の改正規定は，公布の日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条中「及び第43条第1号」を「，第43条第1号及び附則第6条から第9条まで」に改める。

附則中第4項を第6項とし，第3項を第5項とし，第2項の次に次の2項を加える。

3 第26条ただし書の規定は，平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）は，適用しない。この場合において，同条本文の規定により保育所に置くべき保育士の数（以下「基準保育士数」という。）が1人となるときは，当該保育士に加えて，保育士又は指定研修を修了した者（修了する予定の者を含む。以下「研修修了者」という。）を1人以上置かなければならない。

4 特例期間に第26条の規定により保育士の数を算定するときは，研修修了者であって幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を，当該数に算入することができる。ただし，保育士の数（附則第2項及びこの項の規定により当該数に算入するものを除く。）が基準保育士数（施設の開所時間等に応じ市長が必要と認める保育士が保育に現に従事している場合にあつては，基準保育士数に当該保育士の数を加えた数）の3分の2以下となるときは，この限りでない。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。ただし，第16条の改正規定は，公布の日から施行する。

（保健福祉局子育て支援部保育課）